国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度) 様式

作成日 2021/10/29 最終更新日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021/10/29
国立大学法人名		国立大学法人九州大学
法人の長の氏名		石橋 達朗
問い合わせ先		総務部総務課総務第一係
		TEL:092-802-2123 E-mail:syssomu1@jimu.kyushu-u.ac.jp
URL		https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/

【本報告書に関する	る経営協議 :	会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄			
		①自主財源の確保に関し、現在すでに様々な対策を行っているが、更にベンチャー企業の育成、特許権の活用など、様々な資金獲得努力に取り組むべきと考えます。【補充原則1-3⑤関係】			
		②経営協議会の審議は、毎年度の予算要求内容や業務評価結果などよりも、中長期的課題や大学の向かうべき方向について討論・議論できるようさらに工夫が必要と考えます。【基本原則3関係】			
		③一般市民に向けてホームページに公開講座などの社会連携事業を紹介していますが、全体的に硬く難しい印象があるため、内容を分かりやすく発信する一層の工夫がなされることを期待します。【原則4-1関係】			
経営協議会による確認	更新あり	④学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報について、カリキュラムや学生の進路状況のほか、学生の満足度に関する取組についても一定程度評価できるが、社会が求める情報を分かりやすく提供するという観点において、更なる努力が必要と考えます。【補充原則4-1②関係】			
		<意見への対応状況> ①自主財源の確保については、令和2年度及び令和3年度に以下の取組を講じていると ころです。			
		・学術研究・産学官連携本部 知財・ベンチャー創出グループに助教 2 名を配置し、知財マーケティングの高度化を図っている。 ・研究成果実用化の可能性について検証等を行う資金として「九大ギャップファンド・ステップファンド制度」を実施し、スタートアップ支援体制を整備。 ・余裕金を活用した資金運用において、適切なリスク管理のもと計画的かつ効率的に 運用。			
		上記取組を今後も継続するほか、様々な資金獲得に取り組んでまいります。 ②議事の精査、資料の簡略化等を行いつつ、特に、中長期的課題や大学の向かうべき方向について、経営協議会からの意見をしっかりくみ取れるよう、十分な意見交換の機会を確保し、引き続き、会議の進め方について工夫してまいります。			

③社会連携事業の内容を分かりやすく伝える取り組みとして、今後、ホームページの 改修等を予定しています。

④アンケート結果については、教育企画委員会(令和3年10月8日開催)へ報告いた しました。

さらに自由記述について分析を行い、それについても改めて報告する予定としております。

今後も、各種アンケート結果ついては、教育・研究の改善に資する分析を実施し、 各部局等へフィードバックを行うことで、今後の教育・研究に積極的に活かしていく ことといたします。

「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等について所管部から今年度 の点検結果の説明を受けるとともに、公表資料等の閲覧により確認しました。本報告 書で「更新あり」とされた項目については、前年度と比べ、より具体的で明確な説明 がなされており、本学の現時点でのガバナンス・コードにかかる適合状況等を適切に 報告しているものと認めます。

前年度の報告書「監事による確認」で意見として言及した次の2点については、具体的な検討・改善に着手しているとの説明を受けましたが、改善には至っていませんので、引き続き改善の状況を注視していくこととします。

〇原則 2-1-3「理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等」に ついて

各種委員会の統廃合とともに、今年度内に、理事の専決事項を定めた規程を制定するとの説明を受けました。各補佐人材の責任・権限等を明確にすることは、意思決定の迅速化や機動性のあるガバナンス体制の構築に資するものであり、更に明確化されることを望みます。

○補充原則4-1②「学生が享受できた教育成果を示す情報」について

卒業生・修了生を対象としたアンケート調査が令和2年度末から新たに実施され、

監事による確認 更新あり

卒業生・修了生を対象としたアンゲート調査が令和2年度未から新たに実施され、 その結果を今年度中に公表するとの説明を受けました。公表にとどまらず、従来から 実施してきた学生を対象とする各種アンケートも含め、その結果を今後の研究・教育 に積極的に活かしていかれることを望みます。

<意見への対応状況>

〇原則 2-1-3「理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等」について

本学では、執行部の選任、総長支援室の設置、総長補佐の選任及び規程の整備等により、ガバナンスの強化・充実を図っているところですが、それぞれの役割を踏まえつつ、その責任と権限がより明確になるよう、今後さらに検討・改善してまいります。

○補充原則4-1②「学生が享受できた教育成果を示す情報」について

アンケート結果については、教育企画委員会(令和3年10月8日開催)へ報告いたしました。

さらに自由記述について分析を行い、それについても改めて報告する予定としております。

今後も、各種アンケート結果ついては、教育・研究の改善に資する分析を実施し、 各部局等へフィードバックを行うことで、今後の教育・研究に積極的に活かしていく ことといたします。

その他の方法によ	(該当なし)
る確認	

国立大学法人ガバナンス・コ	ードにかかる	適合状況等に関する報告書(令和3年度)
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		(該当なし)

国立大学法人ガバナンス・コ	ードにかかる道	適合状況等に関する報告書(令和3年度)
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学は「教育の質を国際的に保証するとともに常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究拠点となる」ことを基本理念として掲げている。この実現に向けて、中期目標・中期計画・年度計画を策定し、実行していくとともに、多様なステークホルダー(学内構成員、企業、一般市民等)に向けて、総長就任の6年間で九州大学が目指す姿を掲げている。また、中期目標・中期計画等については、学内関係者や学外有識者を含む経営協議会委員、さらには民間企業や地方自治体との意見交換を踏まえて策定し、これらの情報は本学HPに掲載している。<ー期目標等>https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/ さらに、現在、第4期中期目標・中期計画の策定に向けて検討を進めるとともに、2030年に向けた九州大学の新たなビジョン、目標、戦略の策定等につ
		いても取り組んでいるところである。
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		第3期中期目標・中期計画・年度計画や毎年度の業務実績報告書など目標・ 戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等をHP に掲載している。 〈第3期中期目標・中期計画・年度計画〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3 〈業務実績報告書〉 https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate- list/corporate-3
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		教育・研究・社会貢献機能を果たすべく、役員会、経営協議会、教育研究評議会や各学部・学府・研究院等組織の役割、権限、責任を明確化した体制を構築している。各組織の権限と責任の体制については、本学HPにおいて公表している。 <運営組織> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/management/ <役員会・経営協議会・教育研究評議会の構成> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/ <学則> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf <役員会規則> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/61/1/2004kisoku004.pdf

		<経営協議会規則 > https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/85/1/2004kisoku005.pdf <教育研究評議会規則 > https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/86/1/2004kisoku006.pdf <学部通則 > https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/2/1/2004kisoku002.pdf <大学院通則 > https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/6/1/2004kisoku003.pdf https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/6/1/2004kisoku003.pdf
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「職員の総合的な人事方針」を策定し、長期的な視点に立って、本学の教学 運営に必要な多様な経歴等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職 種・職位に応じた年齢構成の適正化と、ダイバーシティ、エクイティ、イン クルージョンの推進を図っている。 <職員の総合的な人事方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、国立大学法人九州大学の中期計画において、 「予算、収支計画及び資金計画」を策定し、公表している。 <国立大学法人九州大学の中期計画> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/38740/keikaku31.pdf
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	教育研究の費用及び成果等については、「財務諸表、事業報告書、決算報告書等」及び「業務の実績に関する報告書」等の義務的開示に加え、財務情報や本学の教育、研究、診療及び産学官民連携の活動状況といった非財務情報を掲載した「財務レポート」を毎年度発行している。さらに、大学や各部局等の教育、研究等の現状(成果)等について、そのデータをとりまとめた「FactBook」を毎年度発行している。 <財務諸表、事業報告書、決算報告書等> https://www.kyushu- u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/ <業務の実績に関する報告書> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate- list/list <財務レポート> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/ <factbook> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/data-info/public/datacollections</factbook>

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	セグメント別(学部・学府・研究院等)の業務費用・業務収益等の情報を公表するとともに、これらの予算執行実績や機器等の保有・老朽化の状況、外部資金比率の状況等に関するデータ分析を通じて学内におけるコストの見える化を推進し、コスト意識の醸成等を図っている。また、財務情報に加え、本学の教育、研究、診療及び産学官民連携の活動状況といった非財務情報を掲載した財務レポートを毎年度発行し、九州大学の活動状況等をステークホルダーに向けて分かりやすく発信・公表している。 <財務諸表、事業報告書、決算報告書等> https://www.kyushu- u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/ <業務の実績に関する報告書> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate- list/list <財務レポート> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るとともに、同方針を公表している。<法人経営を担う人材の確保と育成方針>https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/ 本学職員のうち、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者を、総長等を補佐するポストへ登用するとともに、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムの受講機会の提供を通じて、大学マネジメントの感覚や専門性を磨く機会を増加させるなど、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。 【人材の登用状況】 ・理事:8名(うち女性2名、外部人材2名) ・副学長:10名(うち女性2名) ・副理事:10名(うち女性2名、外国人1名)
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	更新あり	学則、選考等に関する規則等を定めて責任と権限等を明確にした上で、総長は、理事、副学長、副理事等を任命し、主な任務等について分掌させている。加えて、大学経営に係る戦略原案及び事業計画原案の立案等をサポートする総長支援室や、総長が命ずる特定の事項を担当する総長補佐を選任・配置するなど総長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、「職員の総合的な人事方針」及び「法人経営を担う人材の確保と育成方針」に基づく、多様な経歴等を有する人材の計画的な確保・育成を通じて、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンを推進し、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。 <学則> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf <理事選考等規則> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/549/1/2004kisoku072.pdf

	<副学長選考等規則>
	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/
	pdf/550/1/2014kisoku036.pdf
	<副理事選考等規則>
	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/
	pdf/551/1/2014kisoku037.pdf
	https://www.kyushu-
	u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/
	<職員の総合的な人事方針>
	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/
	<法人経営を担う人材の確保と育成方針>
	https://www.kvushu-u.ac.ip/ia/universitv/publication/iinii/ 国立大学法人法第11条第3項に定める法人経営に係る重要事項について適
原則2-2-1	時かつ迅速な審議を行い、本学HPに役員会の議事録を公開している。
役員会の議事録	<役員会の議事録>
(人民五) 城子跡	https://www.kyushu-
	u.ac.jp/ja/university/publication/conference/record/yakuin/
	「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エク 1/2 1
FF FU O	イティ、インクルージョンの推進を図るとともに、将来の法人経営を担う人
原則 2 - 3 - 2	材を確保するため、多様な経歴を持つ者等の採用を積極的に行っている。
外部の経験を有する人材を	また、同方針で「外部人材の登用の観点」を定め、多様な分野における経験
求める観点及び登用の状況	や有意義な知見を法人経営に活かすことのできる外部人材を、理事として登
	用している。
	<法人経営を担う人材の確保と育成方針>
	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/
	学外委員の選任にあたっては、選考方針を定め、産業界、関係自治体、大学
補充原則3-1-1①	関係者等、多様な関係者からの参画を求めている。また、学外委員の方々が
経営協議会の外部委員に係	その役割を十分に果たせるよう、本会議の運営に際しては、各回において、
る選考方針及び外部委員が	本学の将来構想、予算・決算等の本学経営に関する重要事項を議題設定し、
役割を果たすための運営方	活発な意見交換等を行っていただけるように務めている。
法の工夫	<学外委員の選考方針等>
	https://www.kyushu-
	u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/
	令和2年度に行った総長選考は、令和2年3月19日に本総長選考会議が定
	めた「次期総長に求められる資質・能力・ミッション、取り組むべき課題」
	を踏まえ、総長選考会議の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽く
補充原則 3 - 3 - 1 ①	し、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表して
法人の長の選考基準、選考	いる。
結果、選考過程及び選考理	選考過程において意向投票を行っているが、構成員の意向を確認し、学長選出
由	考会議の参考とするために行ったものであり、最終的には候補者の所信表
	明、ヒアリング等を参考に総長選考会議の責任と権限の下、主体的に候補者
	を選考している。
	<総長選考>
	https://www.kyushu-
	u.ac.ip/ia/university/information/presidential selection

		令和元年6月30日に開催した総長選考会議において、総長の任期及び再任
補充原則 3 - 3 - 1②		の可否について検討を行い、任期は現行どおり6年、再任不可とすることと
法人の長の再任の可否及び		した。また、「国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則」を本学ホー
再任を可能とする場合の上		ムページ(学内外)に公表している。
限設定の有無		<国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則>
		https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/
		pdf/548/1/2004kisoku192.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		令和2年9月18日に開催した総長選考会議において、総長の解任の申出に 係る手続きについて検討し、「国立大学法人九州大学総長解任の申出に関す る規則」を制定した。本規則は本学ホームページ(学内外)に公表してい る。 <国立大学法人九州大学総長解任の申出に関する規則>
/こはJ V J T NUL C		https://www.kyushu-u.ac.jp/f/41505/%E8%A7%A3%E4%BB%BB%E3% 81%AE%E7%94%B3%E5%87%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99% E3%82%8B%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	更新あり	令和2年9月18日及び令和3年1月26日に開催いた総長選考会議において、「総長の業務の執行状況に関する申合せ」の改定案について検討し、中間評価については、総長のヒアリングを実施し、総長就任後3年間の執行状況の確認を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表することとしている。なお、令和3年6月22日に開催した総長選考会議において、総長就任後半年経過した時点における業務の執行状況について総長からヒアリングを実施し、業務が適切に執行されていることを確認した。 <総長の業務執行状況の確認に関する申合せ> https://www.kyushu-
		u.ac.jp/f/42558/confirmation_of_conduct_of_affairs.pdf

原則3-3-4	令和2年9月18日に開催した総長選考会議において、最も経営力を発揮で
大学総括理事を置く場合、	きる体制の在り方について検討し、現時点では経営と教学を分離せず、大学
その検討結果に至った理由	総括理事は置かないことを確認した。また、引き続き、他大学の状況に関す
	る情報を収集、研究しつつ、検討を行うこととした。
	社会からの理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行うため、法令
	に基づく事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項に
	ついても本学HP等において積極的に公表している。
基本原則4及び原則4-2	<公表事項>
内部統制の仕組み、運用体	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/
制及び見直しの状況	<社会連携推進室 公開講座の案内等>
	https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/
	<大学ポートレート>
	https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html
	また、本学の業務の適正を確保するための体制を整備・運用することで適正
	な法人経営を確保している。なお、業務の適正を確保するための体制につい
	ては、国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する
	規則に定めており、本規則を本学HPにおいて公表している。
	<国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則
	>
	https://www.kyushu-
	u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku12
	8.pdf
	〔規則等概要〕
	理事・部局長等は、マニュアルの整備、リスク評価と対応、業務適正確保
	に係る定期的な調査・評価等を実施。総務担当理事は、理事・部局長等が
	行ったリスク評価と対応や業務適正確保のシステムの定期的な調査・評価を
	取り纏め、役員会に報告
	社会からの理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行うため、法令
EE DIL A	に基づく事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項に
	ついても本学HP等に掲載し、多様な関係者に向けて本学の活動状況等を分
法人経営、教育・研究・社	かりやすく公表している。
会貢献活動に係る様々な情	<公表事項 >
報をわかりやすく公表する _{T-+}	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/
工夫	<社会連携推進室 公開講座の案内等>
	https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/
	<大学ポートレート>
	https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html 本学はそれぞれの活動ごとに多様な関係者を有しており、情報の公表を行う
	に当たり、本学の活動が分かりやすく伝わるよう、適切な対象、内容、方法
	等を吟味している。公表の方法は主にHPを通じて行っているが、情報の受
	け手が多様であることを考慮し、大学ポートレートを活用したり、広報誌や
対象に応じた適切な内容・	各種パンフレット等も活用している。
方法による公表の実施状況	<公表事項>
/JANGO V AXV 大肥IVIM	https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/
	<社会連携推進室:公開講座の案内等>
	https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/
	<大学ポートレート>
	https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html

補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報

更新あり

各学部・大学院のウェブサイト等にて、教育課程を修了することにより学生がどのような能力を身に付けることができるのか、学位プログラムを単位に教育の目的や学修目標(学問分野別参照基準に基づく)を中核要素とするディプロマポリシーとして掲載し、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーについても公表している。更に、ディプロマポリシー(学修目標)と個々の授業科目の関連を「カリキュラムマップ」により明示するとともに、学部のシラバスにおいては、当該授業科目に関連する学位プログラムの学修目標を明示・公表する取組も行っている。

また、学生の満足度については、令和2年度より、学位記授与式の参加登録の際に、卒業生・修了生を対象として、大学での学びに対する満足度等に関するアンケートを実施している。このアンケートでは、在学中の基幹教育及び専攻教育の学修成果や課外活動での学びの成果等について、学生がどのような知識や能力を身に付けることができたと感じているか、本学における教育、学生支援、施設・設備等に対する満足度などについて調査している(回答率45%)。(アンケート結果については、今年度中に公表予定。)

このほか、オンライン授業に関するアンケート(R2.6月)を実施するなど、 その時々の状況に応じ、教育成果に係る学生の満足度に関連するアンケート 調査も実施している(回答率26%)。

進路状況については、毎年、主な就職先を学部・大学院のウェブサイトに公表するだけではなく、新入生の大学案内に進路状況を掲載し、受験生への情報提供も積極的に行っている。

<3つのポリシー>

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/policy/

<カリキュラムマップ(工学部機械工学科の例)>

https://ueii.kyushu-

u.ac.jp/viewpdf/web/viewer.html?file=https://ueii.kyushu-

u.ac.jp/img/curriculum/A_10_11-M.pdf

<シラバス>

https://syllabus.kyushu-u.ac.jp/

<オンライン授業に関するアンケート>

https://www.kyushu-u.ac.jp/f/40309/20_08_11_01.pdf

<進路状況>

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/employment/situation/place

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情 報(組織、業務、財務に関する基礎的な情報等) https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報(管 理者の資質及び能力に関する基準、理事会等病院の意思決定を行う組織の委 員名簿、委員の選定理由) https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/regulations/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報(医療の安全に関する 監査委員会の委員名簿、委員の選定理由) 法人のガバナンスにかかる https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/iryou_anzen/ 法令等に基づく公表事項 ■国立大学法人法第12条第8項に規定する情報(総長選考の結果等) https://www.kyushuu.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection ■国立大学法人法第13条第2項に規定する情報(理事の任命) https://www.kyushuu.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ ■国立大学法人法第13条の2第3項に規定する情報(大学総括理事の任 命) 該当なし ■独立行政法人通則法第31条第1項に規定する情報(年度計画) https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3 ■独立行政法人通則法第50条の2第2項に規定する情報(役員の報酬等) https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/ ■独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する情報(職員の給与 等) https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/